

令和6年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和6年8月5日（月） 18：30～19：30
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（9名）	中川 雅志、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、伊藤 公一、歸來 みどり 藤谷 満雄、堀井 弘至、鈴木 篤
欠席委員（2名）	佐藤 誠一、河合 圭
事務局（6名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、国保年金課長、国保賦課係長、国保年金課主査、国保年金課担当
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 報告事項 健康保険被保険者証の廃止について 3 協議事項 国民健康保険税の見直しについて 4 その他 5 閉会

中川会長	<p>ただいまから、令和6年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>また、傍聴者3名の入室を許可いたします。</p>
中川会長	<p>では、2報告事項、健康保険被保険者証の廃止についてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>報告事項、健康保険被保険者証の廃止についてご報告いたします。資料の1ページをお開き願います。</p> <p>まず、1概要ですが、国は令和5年6月、マイナンバー及びマイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」等の一部改正を行いました。</p> <p>マイナンバー法の改正内容の1つに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」が盛り込まれ、健康保険被保険者証（以降、保険証）が令和6年12月2日に廃止されることとなりました。</p> <p>次に、2保険証廃止後の取扱いについてですが、大きく3点ございます。</p> <p>（1）12月2日以降は、新規加入者や70歳到達で高齢受給者証の交付対象となる方などの交付が停止となります。なお、すでに交付済の保険証は期限まで有効です。</p> <p>（2）マイナンバーカードを保険証として利用登録（以降、マイナ保険証）していない方に保険証の代わりとなる、保険証と同じカードサイズの「資格確認書」を交付します。一方、マイナ保険証の所有者に対してはA4サイズの「資</p>

	<p>格情報のお知らせ」を交付いたします。</p> <p>なお、現在発行している保険証の多くは令和7年7月31日が有効期限となっているため、資格確認書及び資格情報のお知らせの一斉送付は令和7年7月を予定しております。</p> <p>(3) 国民健康保険税を滞納されている方の一部が対象となっていた、保険証の有効期限が通常より短くなる短期証が廃止となります。</p> <p>次に、3保険証廃止に伴う周知につきましては、令和6年6月、被保険者に毎年発行する「国保だより」にて周知。「広報えべつ7月号」の保険証更新の記事に廃止について掲載したほか、8月1日以降利用できる「保険証」を送付する際に案内文を同封いたしました。</p> <p>また、保険証の交付時に随時ご案内をしているところです。</p> <p>最後に、4その他として、</p> <p>(1) マイナ保険証のメリットですが、「データに基づくより良い医療が受けられる」「手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除される」「マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる」などがございます。</p> <p>(2) 江別市国保におけるマイナ保険証の登録数や登録率をまとめております。</p> <p>(3) 加入者情報のお知らせにつきましては、マイナンバーカードを保険証として安心して利用できるよう個人番号下4桁を含む加入者情報のお知らせを9月に送付することを予定しております。</p> <p>また、参考といたしまして、2ページから4ページに「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、「加入者情報のお知らせ」の様式を添付しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項、健康保険被保険者証の廃止についての報告がありました。ご質問をお受けいたします。</p>
堀井委員	<p>確認が2点ございます。</p> <p>1点目は、1ページの4その他(2)の「江別市国保のマイナ保険証の状況」のうち、「加入者数」及び「登録数」の増減が毎月あるため、なぜ増減しているか理由をお伺いいたします。</p> <p>2点目は、「資格確認書」を交付するタイミングです。12月2日から交付が始まるのであれば、それまでに市から対象の方に交付するのか、もしくは申請が必要となるのかお伺いいたします。</p>
国保年金課主査	<p>1点目の「加入者数」と「登録数」の増減については、社会保険などの他保険の加入・脱退や後期高齢者医療保険への移行、転入・転出などにより加入者が増減しているため、「加入者数」が変更となり、その増減に合わせて「登録数」も変更となっていると思われます。また、「登録数」においては新規でマイナ保険証に登録し増加する部分もあると思われます。</p> <p>2点目の資格確認書の交付につきましては、12月2日以降、対象となる方に随時交付いたします。新規加入者には、窓口で交付します。</p>

	<p>新規加入者以外で対象となる方は、保険証の有効期限が7月31日よりも前になっている主に70歳に到達される方です。この方々は有効期限が切れる前に資格確認書もしくは資格情報のお知らせを送付いたします。</p>
堀井委員	<p>確認いたします。12月2日から資格確認書が利用できる状態ということでしょうか。</p>
国保年金課主査	<p>資格確認書は12月2日以降発行いたしますので、利用は可能です。</p> <p>しかし、現在、保険証が交付されている方の多くは令和7年7月31日までが有効期限となり、期限まで保険証が利用可能となっておりますので、これらの方には資格確認書は交付しません。有効期限が切れてしまう方に随時交付する形となります。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他に何かありますか。</p>
鈴木委員	<p>2点お伺いいたします。</p> <p>1点目、2ページに資格確認書のサイズについて、カードサイズと記載していますが、最初から決まっているのでしょうか。それとも、市町村でA4サイズやはがきサイズ、カードサイズから決めたのでしょうか。もし選択できた場合は、カードサイズと決めた理由をお伺いいたします。</p> <p>2点目、資格確認書の有効期限についてです。これは市で決めているのでしょうか。例えば5年にする、もしくは被保険者の希望に沿って2年、3年と選べるようするなど決めているのかお伺いいたします。</p>
国保年金課主査	<p>1点目につきまして、資格確認書のサイズですが、A4サイズ、はがきサイズ、カードサイズから保険者（江別市）が選択可能となっております。江別市では保険証のサイズがカードサイズであること、大きさが変わることによって不便とならないよう保険証と同じカードサイズを選択させていただきました。</p> <p>2点目につきまして、資格確認書の期限について、国から最大5年で保険者が定めることが出来るようになっておりますが、現在検討中であり、具体的に決まりましたらお伝えできればと思っております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、3協議事項、国民健康保険税の見直しについてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、協議事項、国民健康保険税の見直しについてご説明いたします。</p> <p>資料5ページをお開き願います。</p> <p>「1江別市国保の状況」について、(1)税率の状況、①現行税率についてですが、江別市の国保税は、表の左の区分のとおり医療分と後期分、介護分があり、それぞれ所得割、均等割、平等割で算定しております。現行税率は、表に記載のとおりで、所得割は「パーセント」、均等割と平等割は「円」で表示しています。所得割は、前年の所得総額に税率を掛け合わせて算定し、均等割は加入者1人あたりの単価、平等割は1世帯ごとの単価です。下段に所得割、均等割、平等割の合計を表示しており、所得割が11.8パーセント、均等割が</p>

38,900円、平等割が31,500円となっております。この現行税率は、平成30年度の改定後、これまで改定していません。

次に、②石狩管内6市の税率（6年度）ですが、先ほどの3区分の合計について、石狩管内の6市の状況をグラフで比較しております。左から、所得割、均等割、平等割の順で表示しており、江別市を青く色づけています。記載のとおり、所得割と平等割が一番低く、均等割は4番目となっております。江別市は、管内では保険税率が最も低い水準と言えます。

次に（2）事業費納付金、財源及び基金の状況ですが、表の左の項目ごとに、3年度から6年度までの状況を記載しています。単位は「a被保険者数」は「人」で、それ以外は「億円」です。「a被保険者数」は、年々減少しており、北海道から求められる「b事業費納付金」は、例年30億円余りとなっております。この納付金の財源として「c必要な保険税」は、毎年北海道から通知され、例年24億円余りですが、江別市が集めている「d税収額」はそれを下回っているため、「e不足額」が生じています。この不足額を補うほか、全体の収支をあわせるため、国保会計全体では「f基金繰入額」のとおり繰り入れしていますが、5年度に約3億円、6年度も同規模の繰入を予定しているため、「g年度末基金残高」は大きく減少し、6年度末には、約2億円になる見込みです。このように、江別市国保は、他市と比較して低い税率で運営してきましたが、5年度以降、基金残高を大きく取り崩しており、財政運営上、非常に厳しい状況にあります。

なお、このような状況にあるため、国保税の見直しが必要になることについては、6月に全加入世帯に送付した国保だよりと、納税通知書に同封したリーフレットでお知らせしたところです。

続いて、資料6ページをお開き願います。

「2道標準保険料率」ですが、標準保険料率は、毎年、道から示される、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表すもので、税率を見直す際に基準となるものです。

（1）現行税率と道標準保険料率の比較の表をご覧ください。左の区分に先ほど説明した現行税率と、その下に6年度の道標準保険料率を表示しています。上段には、医療分、後期分、介護分の3つの区分と合計、さらに、それぞれの所得割、均等割、平等割を表示しています。下段にそれぞれを比較した差を表示していますが、介護分の均等割を除いて現行税率よりも標準保険料率の方が高く、江別市は標準的な税率と比較して低い税率となっております。

また、この中で特に差が大きい箇所として太い棒で困っていますが、後期分の所得割、均等割、平等割、また介護分の平等割については設定していない状況にあります。これらについては、税率を改訂するうえで特に検討すべき点と認識しています。

次に、（2）現行税率と道標準保険料率の推移ですが、3年度から6年度までの所得割、均等割、平等割を棒グラフで表しています。手前の薄い棒グラフは江別市の現行税率で、奥の濃い棒グラフが道の標準保険料率です。

記載のとおり現行税率は据え置いてきているため、道標準保険料率との乖離が大きくなってきています。

続いて、資料7ページをお開き願います。

「3今後の推計」について、まず上段の(1)現行税率で据え置いた場合の表をご覧ください。「a被保険者数」は、6年度の数に、これまでの推移から算出した減少率をもとに推計しております。北海道から求められる「b事業費納付金」と、この納付金の財源として「c必要な保険税」は、これまでの推移をみて令和6年度と同水準と仮定しております。「d税収額」は、6年度の1人あたり税収額と被保険者数を掛け合わせて算出していますので、被保険者数の減少に伴って、こちらでも減少となっています。各年度、「d税収額」が「c必要な保険税」を下回っているため、毎年「e不足額」が生じ、年々拡大していきます。

この不足額を埋めるため、「f基金繰入額」で対応しますが、7年度は、6年度末の基金残高、2億700万円全額を繰り入れても、「g年度末赤字」が1億5500万円となり、7年度予算編成ができなくなる見込みです。また、8年度以降は、年度末赤字累計が拡大していく見込みとなっています。

次に、下段の(2)道標準保険料率を採用した場合の表をご覧ください。こちらでは、「a被保険者数」、「b事業費納付金」、「c必要な保険税」を、先ほどの表と同じ条件として、道標準保険料率を7年度から採用したと仮定して推計しています。標準保険料率に設定すると7年度の「d税収額」は、「c必要な保険税」を賄うことができるため、同額の24億5300万円となり、「e不足額」が0となります。

このため、7年度は、基金繰入をせずに済むこととなります。8年度以降は、「a被保険者数」の減少に伴って、「d税収額」も減少していきますが、各年度で税収額を底上げすることができるため、「g年度末基金残高」をみると9年度末で0となり、およそ9年度までは基金により対応することができます。

しかしながら、10年度以降は基金残高不足が見込まれるため、状況を見て再度税率改定を検討する必要があります。

続いて、資料8ページをお開き願います。

(3)道標準保険料率を採用した場合の所得及び世帯ごとの保険税比較をご覧ください。こちらでは、仮に6年度の道標準保険料率に改定した場合、現行税率と比較してどの程度増額になるか、所得ごと、世帯人数ごとに一覧表にしています。左に所得金額を入れ、上段に1人世帯、2人世帯、3人世帯、それぞれ介護分の有無に分けて一覧にしています。また、右に軽減区分で7割軽減になる世帯は赤い線で、5割軽減になる世帯は青い線で、2割軽減になる世帯は緑の線で表示しています。それぞれ軽減後の税額を入れています。影響額が一番小さいのは、所得が「0～43万円」の「1人世帯の介護なし」で、年間4200円の増額です。また、一番大きいのは、所得が「700万円」の「2人世帯の介護あり」で、年間13万3700円の増額です。

なお、所得が一番高い800万円の区分で、700万円よりも増加額が小さ

	<p>いのは、課税限度額が介護なしで89万円、介護ありで106万円のため影響額が小さく出ています。また、一番下に現在の江別市国保の世帯区分ごとの世帯数とその割合を載せており、表示している世帯区分でおよそ全体の97%を占めています。</p> <p>続いて、資料9ページをお開き願います。</p> <p>「4国保税の見直し」について、ここまで説明した内容を踏まえて、税率改定のポイントを3点記載しております。</p> <p>(1)として、事業費納付金の財源を確保し、持続可能な国保運営を行うため、令和7年度に増額改定を行います。</p> <p>(2)として、税率改定にあたっては、道が示す標準保険料率を参考として、全体的な引き上げを検討します。</p> <p>(3)として、特に、現行で設定していない介護分の平等割と、現行と比較して大幅に低い後期高齢支援分の設定方法を検討いたします。</p> <p>続いて、「5スケジュール」ですが、本日の第1回運営協議会以降、事務局において北海道や国保連合会と連携し、税率の検討を進めてまいります。11月に北海道から7年度の事業費納付金概算額の通知がありますので、その内容に基づいて税率を検討したうえで、12月に開催予定の第2回運営協議会において、税率(案)の協議、諮問をさせていただく予定です。</p> <p>また、翌1月には、7年度の事業費納付金の確定額の通知がありますので、その内容に基づいて税率の精査をしたうえで、同月内に開催する予定の第3回運営協議会にて、税率(案)の協議、答申をいただく予定です。</p> <p>この答申を受けまして、2月に市議会へ江別市国民健康保険税条例改正の提案を行い、翌3月に税率改定し、4月に施行する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、協議事項「国民健康保険税の見直しについて」の説明がありましたが、ご質問をお受けいたします。</p>
堀井委員	<p>3点質問いたします。</p> <p>1点目、江別市が現在まで介護分の平等割を設定してこなかった理由と、もし設定する場合の税額はいくらになるかお伺いいたします。</p> <p>2点目、資料8ページの道標準税率に対応した場合の所得及び世帯ごとの比較で、平均すると3万円程度の増額になり、1期あたりは3千円程度、年金特徴では、1期5千円程度の増額となります。これは被保険者にとって非常に大きい額と思われるので、被保険者への周知をしっかりと行う必要があると思います。</p> <p>3点目、7ページ(2)の表において、令和9年度の年度末基金残高が、0円と予測がされています。その場合、令和9年度に保険税の見直しが必要となるのではないのでしょうか。令和7年度改定し、2年後の令和9年度に再度見直しをした場合に被保険者の理解が得られるのか懸念しております。</p>
国保賦課係長	<p>1点目につきまして、5ページの1(1)税率の状況①現行税率の表におい</p>

	<p>て、介護分の平等割が0円になっている理由ですが、介護分とは、40歳以上64歳以下の方にお支払いをお願いしているものですが、この世帯の中には、この年齢に達していない方もおり、介護サービスを受けられない世帯員に平等割という形で負担を負わずことは適当ではないと過去判断した経緯があるため、介護分の平等割を今まで設定しておりませんでした。</p> <p>しかし、令和12年度に北海道全体で税率が統一されますので、それまでには、介護分の平等割を設定する必要があります。これを見据えて、今回、介護分の平等割を設定することを検討したいと考えております。</p> <p>2点目として、8ページに仮定として標準保険料率を採用した場合と、現行税率との比較を示させていただきました。この表のとおり、今までの税率よりも、税額が上がる状況ですので、被保険者の方々に周知する方法に関しましては、税率が決まってからとなりますが、広報えべつ、市の公式ホームページ上での周知を行います。また、9月に送付予定の加入者情報のお知らせに案内文を同封する予定です。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>補足いたします。</p> <p>1点目、介護分の平等割が0円であることにつきましては、介護分の納付金制度が平成12年度から始まりましたが、江別市では当初から設定していない状況でした。先ほどの係長の説明にもありましたが、平等割は1世帯あたりかかるものですので、世帯に1人でも対象の方がいれば、同じだけ賦課されることになってしまいます。このことが、市として、介護分の平等割を設定してこなかった理由となります。</p> <p>また、介護分の平等割を設定する場合の金額は、道の標準保険料率を参考にしたいと思います。令和6年は7,229円ですので、これが1つの目安になるかと思われます。</p> <p>さらに、介護分の平等割に関しまして、先ほど令和12年に統一保険料というご説明をいたしました。その前に賦課方式の統一が令和9年度から始まります。つまり、遅くとも令和9年度からは、介護分の平等割を設定しなければなりません。それも踏まえ、令和7年度から税率改定に併せて設定していきたいと事務局では考えております。</p> <p>3点目、令和9年度末に基金残高が0円となる見込みにつきましては、単位が億であり、正確には少し余りがあります。令和7年度、8年度の状況を見ながら、基金が残る見通しがつけば、9年度からの保険税率の見直しは、先送りできる可能性があると考えております。</p>
<p>健康福祉部次長</p>	<p>補足いたします。</p> <p>度重なる税率改定が市民の理解を得られるかというご質問いただきましたが、国保特別会計は、一部ルールに従った一般会計からの繰り入れはできますが、一般会計から繰り出して、赤字分を補填することができません。国保は特別会計ですので、集めた国保税や国や道の交付金などですべてを賄う必要があります。</p>

	<p>今回、試算ではありますが、標準保険料率にした場合は、3年後には基金が枯渇する計算となり、保険税は上げざるをえないという流れになります。北海道は令和12年度からは、全道統一保険料を見込んでおりますので、結果としてどの年度で上げても、令和12年度には北海道の指定する保険料に合わせる。つまり、11年度中には国保税の改定を行いまして、全道の保険料の額に合わせる必要があります。</p> <p>今回、事務局が提案するにあたり、この運営協議会では、1つの例として標準保険料を使った場合をお示ししておりますが、これが良いかも含めていくつかの案を検討しながら、諮問させていただいて、答申をいただき、来年度の保険税がどうあるべきかということを検討し、協議していただきたいと考えております。</p> <p>また、令和8年度に子ども子育て支援金が始まり、令和7年度にも税率改定が必要となります。子ども子育て支援金分は国で試算が出ておりましたが、今年度に入れることができません。つまり、保険税率を変えない場合でも令和7年度に子ども子育て支援金分の増額改定があるということをご承知おきいただきたいと思っております。</p>
堀井委員	<p>それでは、これからの運営協議会の12月の第2回や来年1月の第3回で、確定をするということであれば、事務局から第2回で税率の提案が出るという考え方でよろしいでしょうか。</p> <p>また、3月に税率を改定して、すぐに被保険者に周知をする形ではなく、徐々に周知していくということよろしいでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>被保険者の周知につきましては、先ほど触れましたが、9月に被保険者への通知があるため、そこで令和7年度に税率改定をしなければならないというお知らせを行います。その後、税率の結果につきましては、広報えべつ4月号もしくは5月号で周知したいと考えております。</p> <p>また、税率案につきましては、資料9ページに記載のとおり、11月に令和7年度の事業費納付金概算額が北海道から示されますので、この概算額が示されましたら、より正確な税率を事務局で設定できるため、12月に近い税率をお示しできると考えております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他になにかありますか。</p>
藤谷委員	<p>先ほど説明の中で、令和12年度には、全道統一の税率。すなわち江別市の税率と全然違う税率となると思いますが、先ほど、令和9年度にも介護分で統一という話が出ましたが確認をさせてください。</p>
国保年金課長	<p>先ほど9年度と申し上げましたのは、賦課方式が全道で統一となるという内容です。市町村によりましては、江別市と同様に、介護分の平等割を設定していないところや、江別市は設定していない資産割という別の賦課をしている市町村もあります。</p>
藤谷委員	<p>わかりました。お聞きしたかったのは、今回の見込みを確認いたしますと、令和9年度に改定して、3年後に全道統一保険料として、また改定される計画</p>

	<p>となっています。</p> <p>例えば、5年計画という形ではできないのでしょうか。7年、9年、12年度と3回改定することは被保険者の理解が得にくいのではないかと思います。</p>
健康福祉部次長	<p>改定の回数については事務局でも検討いたしました。改定の回数が多いことは、被保険者にとって、良い感情をもたれないであろうと思いますが、5年分で計画できない理由がいくつかあります。</p> <p>1つは、5年後を見越して、被保険者数の数が予測困難であること。また、5年分の赤字額についても予測が立てにくいことがあります。資料7ページの上段に記載していますが、現段階の予測では22億円程度の赤字となります。</p> <p>例えば、令和7年度に1度だけの改定とした場合、北海道が示す標準保険料率を上回る税率改定をすることとなります。その場合に今度はそちらで被保険者に理解が得られるのかということも考えなければいけません。</p> <p>さらに、その税率を維持した場合、令和12年度にもう1度改定しますが、この見込みを失敗すると、また赤字が出るというところがあります。</p> <p>現段階で、お示した案とすると決めたものではないため、次回の運営協議会で推計値を入れていくつかの案をお示したいと思います。令和7年度に税率改定は必要となりますので、例えば、5年間分を上げる案や標準保険料率に合わせる案、毎年細かく調整する案などありますので、どの案がよろしいかも含めて12月の第2回運営協議会にお諮りしたいと考えております。</p>
中川会長	<p>よろしいでしょうか。他に質問はありませんか。</p> <p>ないようですので、「健康保険税の見直しについて」ご承認いただけますか？</p>
委員一同	承認
中川会長	ご承認いただけましたので、事務局はこのとおりに進めてください。
中川会長	<p>それでは、最後に、4その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、事務局から何かありますか。</p>
国保年金課長	<p>次回の開催であります。先ほどご説明したとおり12月を予定しております。予算の編成方針等についてご報告するほか、国保税の見直しについて諮問させていただきます。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。</p> <p>これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>